

要 望 書

近年激甚化する集中豪雨や地震などにより、全国各地で大きな被害が頻発しております。富山県は比較的災害が少ない県と言われておりますが、いつ発生するかわからない災害から県民の生命と財産を守るために、将来に備えた強い県土づくりを推進する必要があります。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」により令和元年度の公共事業予算は大幅な伸びとなり、来年度も一定程度の予算が見込めることから、防災・減災対策などが一層進むものと期待されます。

しかしその一方で、予算配分の偏りからくる事業量の地域間格差や企業間格差が拡大化しており、依然として厳しい状況におかれている地域の建設企業も少なくありません。

また、少子高齢化により全産業において若者の確保が難しい中、建設業への入職者は近年増えつつあるもののまだまだ少なく、しかもせっかく入職しても離職率が高いため、これまで培ってきた優れた技術や技能の継承が難しい状況にあります。

つきましては、地方創生の主体でもある地域の建設企業が、「賃金・休日などの労働条件の改善」「女性等の多様な人材が活躍できる環境整備」「建設生産プロセス全体を通じた生産性の向上」など様々な改革を加速させ、担い手を確保・育成し、令和の時代においても、地域住民の生活や経済活動の基盤である社会資本の整備とその維持管理の担い手、また災害発生時には応急復旧、冬期の除雪業務など地域の安全・安心の守り手としての社会的使命をしっかりと果たしていくために、次の事項について格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年 11 月 25 日

一般社団法人富山県建設業協会
会 長 竹 内 茂

1 公共事業予算の持続的・安定的確保について (参考資料 1 ページ)

地域の建設業が、社会的使命を果たしていくには、安定した事業量の下、一定の利潤を得て経営基盤を安定させ、将来を見据えた経営計画を構築し、人材の確保・育成や生産性の向上に取り組む必要があります、そのためには地域の発展や県土強靱化などに資する社会資本の整備に必要な公共事業予算の持続的・安定的な確保が不可欠であります。

つきましては、県の令和2年度当初における公共事業予算が今年度当初予算を上回るようお願い致します。

また、今年度国において補正予算が編成された場合は、公共事業予算を十分獲得するとともに、早期予算措置をお願い致します。

更に、3か年緊急対策後となる令和3年度以降の当初の公共事業予算につきましても、今年度当初予算を下回らない額を担保するために、現在県で見直しされている国土強靱化地域計画など社会資本整備に関する中長期計画に、具体的に事業量を明記されますようお願い致します。

2. 新・担い手3法の浸透について (参考資料 2 ページ)

この度、品確法と建設業法・入契法が改正されましたが、このうち品確法では、発注者の責務として休日・準備期間・天候などを考慮した適正な工期設定、債務負担行為や繰越明許費の活用による施工時期の平準化、情報通信技術の活用、災害時における緊急性に応じた適切な入札及び契約方法の選択などが明記され、また、建設業法では、専任の技士補を配置する場合は監理技術者の兼任を認めるなど限りある人材の有効活用などが図られました。これらの改正は、いずれも働き方改革や生産性向上の推進、災害時の緊急対応の強化に大きく寄与するものであります。

つきましては、適正な工期設定や、第一四半期の更なる施工量の増大による施工時期の平準化などを一層推進するために、新・担い手3法の主旨や品確法の改正に合わせて見直される「発注関係事務の運用に関する指針」が十分理解され遵守されるよう市町村に対する浸透や適切な指導をお願い致します。

3 入札契約制度改革について

(1) 低入札対策について

低入札調査基準価格は、工事の品質確保、施工の安全確保、労働者の就業環境、下請企業への支払い、健全な企業経営などに大きく影響することから、これまで、適宜、低入札調査基準価格の算定に用いる算入率や適用範囲が見直

されてきたことを高く評価しております。今年4月からは、適用範囲が0.70～0.90であったものが、0.75～0.92に引き上げられたことにより、これまで上限適用により90%に抑えられていたものが92%までは算定額通りとなり、上限の適用による低入札調査基準価格はかなり少なくなると推測されます。しかし、適用範囲が上がっても、現在の計算式では適正な利潤の確保が難しい工事が少なくありません。

つきましては、例えば、給与・法定福利費・福利厚生費・広告宣伝費などが含まれる一般管理費の算入率を上げるなど、低入札調査基準価格の更なる引上げと上限撤廃をお願い致します。

(2) 地域に貢献する技術力・経営力の高い企業の持続的発展について

防災対策や災害対応、除雪など、地域に貢献する技術力・経営力の高い企業が、今後も持続的に発展できるよう、地域の実態を踏まえたランク別企業数に見合う仕事量の確保や適切な発注ロットの設定をお願い致します。

(3) 土地改良工事、林道・治山工事の適正な利潤の確保について

土地改良ほ場整備工事は、営農との関係により、秋から春先にかけての施工が多く、しかも近年発注される工事は、軟弱地盤や高い地下水位の箇所が多いため、採算性の厳しい工事が少なくありません。また、林道・治山工事については、急峻で狭隘な現場が多いため、経験豊かな技術者や熟練した作業員の配置、非効率な施工などを余儀なくされております。

つきましては、適正な利潤が確保できるよう、現地に適合した機種選定や施工歩掛りの採用、作業内容に合致した職種の選定、小規模施工の単価設定、円滑な施工が可能な仮設工の計上、実態に即した運搬費の計上をお願い致します。

4 担い手の確保・育成対策、働き方改革の推進について

(1) 担い手の確保・育成対策について (参考資料 3～6 ページ)

担い手確保・育成を図るには、建設業の魅力を知ってもらうことや早く責任を持った立場で働ける環境を整えることなどが重要であります。このようなことから、担い手確保を図るために、建設系学科の高校生に対する出前講座やその保護者との意見交換会の開催、小学生・高校生向けのリーフレットの配布、県内企業を知るために県立大学が開催した企業研究会への参加、女性技術者と県内の女子大学生との意見交換会の開催などに取組んできました。また、担い手育成を図るために、県の支援を得て、土木施工管理技士や建築施工管理技士の資格を得るための資格取得

支援講座を開催してきており、この講座を受講した受験者の合格率は、全受験者の合格率と比べ高く、今年度の1級建築施工管理技士の学科試験においては、20ポイント以上高くなっており、非常に効果的な事業と考えております。

つきましては、若年者を対象とした戦略的な広報活動の一層の強化、若年者の定着を図るために取組む資格取得や労働環境改善などに対する支援の継続と拡充をお願い致します。

(2) 働き方改革の推進について

働き方改革を進める上で、長時間労働の是正や週休2日制の推進が重要であります。週休2日制モデル工事試行にあたり、今年度から、準備や後片付け期間を十分確保した工期設定、4週7休や4週6休においても労務費や現場管理費などが増額補正されることから週休2日制に取組み易い環境が整いつつあり感謝申し上げます。しかしながら、適切に工期設定されても設計条件と現場との相違などは、工期に大きく影響するとともに時間外勤務や休日出勤が増加する要因の一つになっております。

つきましては、適切な設計や設計精度の向上、受注者から求められた3者連携会議の義務化、ワンデーレスポンスの徹底、提出書類の更なる簡素化などをお願い致します。

また、労働日数減少による「日給月給」の労働者の収入減対策などのために、労務費の更なる増額補正をお願い致します。

5 生産性向上対策について

建設現場の生産性向上を図るには、ICT技術やASP（情報共有システム）の活用などを推進することが重要であります。ICT技術の活用については、試行工事において、今年度から対象工事に河川の2,000 m³以上の浚渫工事が追加されたほか、施工プロセスの一部において活用しても積算に反映されるなど、これまで以上に試行工事に取り組み易くなったところであります。また、ASPの活用については、その効果や操作方法に関する講習会の開催などにより徐々に増えつつあります。

つきましては、ICT技術の現場導入や技術者育成に対する一層の支援、ICT試行工事における適切な設計・工期設定、ASPの普及に向けた講習会の開催や積極的な活用をお願い致します。